

## 議案第25号

### 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

幕別町総合介護条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「32,400円」を「34,200円」に改め、同項第2号中「42,100円」を「44,400円」に改め、同項第3号中「48,600円」を「51,300円」に改め、同項第4号中「55,000円」を「58,100円」に改め、同項第5号中「64,800円」を「68,400円」に改め、同項第6号中「77,700円」を「82,000円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「81,000円」を「85,500円」に改め、同号ア中「160万円未満」を「165万円未満」に改め、同項第8号中「84,200円」を「88,900円」に改め、同号ア中「200万円未満」を「210万円未満」に改め、同項第9号中「97,200円」を「102,600円」に改め、同号ア中「300万円未満」を「320万円未満」に改め、同項第10号中「103,600円」を「109,400円」に改め、同項第11号中「110,100円」を「116,200円」に改め、同項第12号中「116,600円」を「123,100円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,400円」を「20,500円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,400円」を「20,500円」に、「25,900円」を「27,300円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,400円」を「20,500円」に、「45,300円」を「47,800円」に改める。

附則第18条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第19条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の幕別町総合介護条例第7条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。